

令和8年度版(令和8年5月1日から1年間)



小田原市ボランティア活動補償制度

市民の皆さんが安心して、ボランティア活動に取り組めるよう

①対象となる活動と②補償内容をご案内します。

事前の手続きは・・・

登録・保険契約の申し込み・保険料の支払は、必要ありません。

- ・ 活動内容が対象となるものかどうかは、状況等によって判断いたします。あらかじめ、補償をお約束する制度ではありませんので、ご注意ください。
- ・ 活動者の万が一の事故のための最低限の支援（補償）を行う制度であり、各市民活動団体においては活動内容を踏まえ、ご自身で加入する保険契約について十分にご検討ください。

① 対象となる活動

(1) 要件

●市民により自発的に構成された団体やその指導者、構成員、または個人が行うボランティア活動

●本来の職場を離れて行う継続的、計画的な実践活動

(活動場所が市外の場合、他市町村の方が市内で活動中の場合も含む)

※市の施設内や市主催行事での事故等、全国市長会の市民総合賠償補償保険または他に市が加入する補償保険契約がある場合は、その契約を優先します。

(2) 活動例

項目	活動例
地域社会活動	自治会活動、防犯活動、地域清掃活動、交通安全活動等、地域コミュニティ組織の活動
青少年健全育成活動	子ども会活動、非行防止パトロール等の活動
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動、手話通訳等の活動
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動の運営・指導活動等

※ 活動例が、必ずしも補償対象になるとは限りません。

<対象とならない活動>

- × 政治、宗教に関するボランティア活動
- × 営利を目的とする活動
- × 自発的な意志に基づく活動とは考えがたいもの／(例)学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
- × 自助団体による自助活動／(例)親と子の子育てグループの活動
- × 有償のボランティア活動／(例)報酬が時給、日給で払われるもの
(交通費、活動のための原材料費の支給は無償とみなします)

② 補償内容

A 傷害事故

(1) 要件

- ボランティア活動中（自宅と活動場所との往復も含む）
- 急激・偶然・外来の事故
- 指導者等またはボランティア活動参加者が死亡、または負傷

(2) 内容

死亡補償金	200 万円	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき。
後遺障害補償金	200 万円を限度に後遺障害の程度による	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。または 180 日を超えてなお治療を要し、後遺障害が認定されたとき。
入院補償金	3,000 円 (1 日)	生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ入院し、医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度。
通院補償金	2,000 円 (1 日)	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたときは、事故の日から 180 日目に当たる日までの間において 90 日を限度。

B 損害賠償責任事故

(1) 要件

- ボランティア活動に起因して参加者または第三者の生命、身体又は財物に損害が生じた場合
- 市民団体又は指導者等が、被害者から損害賠償を求められたもの
- 法律上の損害賠償責任を負ったもの

(2) 内容

身体賠償	1 人・・・1 億円（限度額） 1 事故・・・5 億円（限度額）	＊免責金額（自己負担額） 1 事故それぞれ 5,000 円
財物賠償	1 事故・・・500 万円（限度額）	
保管物賠償	1 事故・・・100 万円（限度額）	

< 傷害・賠償責任事故に共通して対象とならない事故 >

- × 地震、噴火、洪水、津波又は高潮により発生した事故
- × 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうにより発生した事故
- × その他保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

もし事故が起きてしまったら・・・

地域政策課自治振興係（33-1457）までご連絡（相談）ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

< QR コード > ⇒

